

一般社団法人九州大学医学部同窓会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人九州大学医学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 当会は、国立大学法人九州大学医学部、大学院医学研究院及び九州大学病院（以下、この三者を「大学」という。）と緊密な連携を保ち、役割分担に基づき、後援、助成をするとともに、会員相互の福祉、親睦の向上を図り、もって医学、医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 大学との協議において合意された当会の役割分担に基づく医学教育、医学研究、大学内行事への支援、大学及び大学周辺の環境整備、歴史的建造物・資料の保存、整備等の事業
 - ② 会員間の連絡のための会報、名簿の発行等の事業
 - ③ 会員間の相互扶助、親睦のための事業
 - ④ 国内外の関係諸団体との協力関係を増進するための事業
 - ⑤ 前各号の事業のほか、当会の目的を達成するために相当と認められる事業
2. 前項第1号に定める大学との協議を行うため「大学・同窓会連絡協議会」を設置する。大学・同窓会連絡協議会の組織・運用等については、別に定める「大学・同窓会連絡協議会規則」の定めるところによる。

(主たる事務所の所在地)

第4条 当会は、主たる事務所を福岡市東区に置く。

(公告方法)

第5条 当会の公告は、電子公告の方法により行う。

2. 当会の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機関)

第6条 当会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

(会員の資格及び社員)

第7条 当会の会員の資格は、次のとおりとする。

- ① 正会員 イ. 九州大学医学部医学科の卒業生、九州大学附属医学専門部の卒業生ならびに九州大学医学部生命科学科の卒業生
ロ. 九州大学医学部医学科の教員及びその職にあった者で入会を希望する者
ハ. 上記以外の九州大学関係者で、当法人の目的に賛同し入会を希望する者
- ② 学生会員 九州大学医学部医学科又は生命科学科に在籍の学生
- ③ 名誉会員 当会に対する功労が顕著な者で社員総会（代議員総会）において推薦された者

2. 当会に第3章の規定に基づき正会員又は学生会員の中から選出された代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員及び学生会員の権利)

第8条 正会員及び学生会員は、第3章に定める代議員選挙の選挙権及び被選挙権を等しく有するほか、法人法に規定された次に掲げる権利を代議員（社員）と同様に当法人に対して行使することができる。

- ① 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- ② 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- ③ 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- ④ 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- ⑤ 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- ⑥ 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- ⑦ 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- ⑧ 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 当会の成立後正会員又は学生会員となるには、当会所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費の支払義務)

第10条 正会員及び学生会員は、社員総会（代議員総会）の定める額の会費（法人法第27条の経費を含む。）を支払わなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当会は、会員及び代議員の氏名及び住所を記載した会員名簿（この名簿は、法人法上の「社員名簿」を兼ねるものとする。）を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第 12 条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- ① 会員資格の喪失
 - ② 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。なお、この場合、既に支払った会費の払戻しはしない。
 - ③ 死亡、失踪宣告
 - ④ 除名
2. 会員の除名は、当会の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、法人法第 49 条第 2 項に規定する社員総会（代議員総会）の特別決議によってすることができる。この場合は、法人法第 30 条の規定に従わなければならない。

第 3 章 代議員

(代議員)

第 13 条 当会に代議員を置き、代議員をもって法人法上の社員とする。代議員は、次の各号に掲げる正会員又は学生会員とする。

- ① 各支部で選出された者
 - ② 各卒業年度別に選出された者
 - ③ 在学中の各学年より選出された者
2. 代議員は、前条第 1 項に掲げる事由により退会した場合は、法人法上の社員としての地位を喪失し、退社するものとする。

(代議員の選出)

第 14 条 代議員は、選挙により選出する。代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

2. 正会員及び学生会員は、他の正会員及び学生会員と等しく代議員選挙に立候補し又は代議員を選挙する権利を有する。理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。

3. 支部選出の代議員の数は、支部の会員数が 50 名以下の支部では 1 名、51 名～100 名の支部では 2 名、100 名を超える支部では会員数 100 名ごとに 1 名を追加する。支部は、社員総会（代議員総会）の承認を得て別に定める「支部設置規則」の定めるところによりこれを設置するものとし、支部選出の代議員には、年齢制限を設けないものとする。
4. 卒業年度別の代議員数は、各年度ごとに 1 名とする。ただし、年度別の選出は卒業後 56 年までとする。
5. 在学中の各学年より選出される代議員の数は、各学年より 1 名とする。

（任期）

第 15 条 代議員の任期は、選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行なわなければならない。

2. 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第 266 条第 1 項）、解散の訴え（法人法第 268 条）、責任追及の訴え（法人法第 278 条）及び役員解任の訴え（法人法第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、なお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。
3. 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

（補欠代議員の予選）

第 16 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2. 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - ① 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - ② 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - ③ 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3. 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）の終結の時までとする。

第4章 社員総会

（招 集）

第17条 当会の社員総会（代議員総会）は、年2回これを開催し、定時社員総会（定時代議員総会）は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集する。

2. 社員総会（代議員総会）は、社員（代議員）によって構成する。
3. 次に掲げる場合には、会長は、臨時社員総会（臨時代議員総会）を招集することができる。
 - ① 理事会が招集を決議したとき
 - ② 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員（代議員）が必要と認めたとき
4. 社員総会（代議員総会）は、次の事項について議決又は承認する。
 - ① 定款の変更
 - ② 事業計画の決定
 - ③ 予算及び決算
 - ④ 役員を選出及び免職
 - ⑤ その他重要な事項
5. 社員総会（代議員総会）は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長がこれを招集する。
6. 社員総会（代議員総会）を招集するには、会日より1週間前までに、社員（代議員）に対して書面で招集通知を発するものとする。

（議 長）

第18条 社員総会（代議員総会）の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

第19条 社員総会（代議員総会）の普通決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（総代議員）の議決権の過半数を有する社員（代議員）が出席し、出席した社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会（代議員総会）の決議は、総社員（総代議員）の半数以上であって、総社員（総代議員）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 除名（法人法30条1項）
- ② 監事の解任（法人法70条1項）
- ③ 役員等の責任の一部免除（法人法113条1項）
- ④ 定款の変更（法人法146条）
- ⑤ 事業の全部譲渡（法人法147条）
- ⑥ 解散及び継続（法人法148条3号、150条）
- ⑦ 吸収合併契約の承認及び新設合併契約の承認（法人法247条、251条1項、257条）

（議決権の代理行使）

第20条 社員（代議員）は、次に掲げる者を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- ① 支部選出社員（代議員）の場合は、当該社員（代議員）が所属する支部の正会員
- ② 卒業年度別選出社員（代議員）の場合は、同じ卒業年度の正会員
- ③ 在学生より選出社員（代議員）の場合は、同じ学年の学生会員

（社員総会の決議の省略）

第21条 理事又は社員（代議員）が社員総会（代議員総会）の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員（代議員）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会（代議員総会）の決議があったものとみなす。

（社員総会議事録）

第22条 社員総会（代議員総会）の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席代表理事が署名又は記名押印して10年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事、監事及び代表理事

（理事の員数）

第23条 当会の理事の員数は、20人以上25人以内（会長、副会長、常任理事を含む。）とする。

(理事の資格)

第 24 条 当会の理事は、当会の正会員の中から選任する。

(監事の員数)

第 25 条 当会の監事の員数は、3 人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第 26 条 当会の理事及び監事の選任は、社員総会（代議員総会）において、総社員（総代議員）の議決権の過半数を有する社員（代議員）が出席し、出席した社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

2. 会長は、監事の選任に関する議案を社員総会（代議員総会）に提出するには、監事（監事が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

(会長、副会長の員数及び選定等)

第 27 条 当会に会長 1 人、副会長 2 人、常任理事 5 人以下を置くものとする。

2. 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。
3. 会長は、社員総会（代議員総会）において選定及び解職するものとし、副会長及び常任理事は、理事会において選定及び解職する。
4. 会長は、当会を代表し会務を総理する。
5. 副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。ただし、残存期間が 1 年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。
6. 常任理事は、当会の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(会長の任期の制限)

第 29 条 会長の任期は、任期 3 期又は選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時代議員総会）の終結の時を越えないものとする。

(役員等の責任の免除)

第 30 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員（名誉会員を除く。）の同意がなければ、これを免除することが出来ない。

第 31 条 当会は、若干名の顧問を置くことができる。

② 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

③ 顧問は、会長の諮問に応えると共に、理事会及び社員総会（代議員総会）に出席し意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(招 集)

第 32 条 理事会は、年 2 回これを開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時理事会を開催することができる。

2. 理事会を招集するには、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3. 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第 33 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(委員会)

第 37 条 理事会の下に総務、会計、広報、名簿編集委員会のほか、必要に応じて各種委員会を置く。

2. 各委員会の委員長は、理事の中から会長がこれを委嘱する。委員は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。

(常任理事会)

第 38 条 当会の業務を円滑に執行するため、常任理事会を設置する。

2. 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成する。

3. 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(職務の執行状況の報告)

第 39 条 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 支 部

(支 部)

第 41 条 当会に社員総会（代議員総会）の承認を得て支部を置く。支部は、常に事務局と密接な連絡を保ち運営するものとする。

第 42 条 支部の設置、運営基準等については、社員総会（代議員総会）の承認を得て別に定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 事業報告書の附属明細書
- ③ 貸借対照表

- ④ 損益計算書
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会（定時代議員総会）に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 当会は、第1項の書類を、定時社員総会（定時代議員総会）の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、10年間保存するものとする。

第9章 附 則

（設立時社員）

第45条 当会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡市早良区高取一丁目27番20号	熊澤 淨一
北九州市小倉北区金鶏町7番20号	中村 定敏
福岡市中央区地行一丁目14番22号	安井 久喬

（設立時役員）

第46条 当会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	熊澤 淨一、	同 中村 定敏、	同 安井 久喬
設立時理事	加藤 元博、	同 久保 千春、	同 中西 洋一
設立時理事	吉田 眞一、	同 笹栗 俊之、	同 江頭 啓介
設立時理事	後藤 宏一郎、	同 佐藤 元一、	同 住吉 良康
設立時理事	田口 智章、	同 原 寛、	同 桑野 茂
設立時理事	桑原 謙二、	同 吉富 聰一、	同 飛松 省三
設立時理事	池田 典昭、	同 山家 滋	

福岡市早良区高取一丁目27番20号

設立時代表理事（会長）熊澤 淨一

北九州市小倉北区金鶏町7番20号

設立時代表理事（副会長）中村 定敏

福岡市中央区地行一丁目14番22号

設立時代表理事（副会長）安井 久喬

設立時監事	加野 資典、	同 重松 勝、	同 恒吉 正澄
-------	--------	---------	---------

（最初の事業年度）

第47条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 48 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

付 則

本定款は平成 22 年 4 月 1 日から施行する

平成 22 年 8 月 18 日改正

平成 24 年 8 月 16 日改正